

平成26年11月20日

建築都市局

非婚のひとり親世帯に対する市営住宅使用料（家賃）の減免制度の創設について

1 概要

市営住宅におけるひとり親（母子家庭・父子家庭）世帯の家賃算定については、婚姻歴のあるひとり親には寡婦（寡夫）控除が適用されるが、非婚のひとり親にはこの控除は適用されない。

このため、同じ収入であっても認定される収入ランクに差がつき、家賃に差が生じる場合がある。

そこで、子育て世帯を応援するという観点から、こうした非婚のひとり親世帯も同様に経済的な負担が軽減できるよう減免する制度を創設するもの。

2 開始時期

平成27年2月の減免申請受付から開始

（家賃の適用は平成27年4月分から開始）

3 対象世帯数見込み

50世帯程度

4 今後の予定

平成26年12月より「市ホームページ」等で周知するとともに「市政だより」に掲載の予定。

また、減免適用の可能性のあるひとり親世帯には個別に通知する予定。

5 他政令市の状況

実施済（5都市）

札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、相模原市

（いずれも平成26年4月分家賃から適用）